

信書便制度の概要と四国4県の信書便事業参入状況

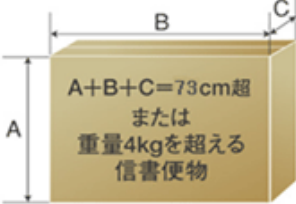


1 信書とは

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に規定されています。

- ・ 「特定の受取人」とは、差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。
- ・ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表現し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。
- ・ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有物体のことです（電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しません。）。

2 特定信書便事業者とは

日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者をいいます。

【大型信書便サービス】 第1号役務	【3時間以内に送達】 第2号役務	【高付加価値サービス】 第3号役務
<p>長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達するもの。</p>	<p>信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの。</p>	<p>その料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの。</p>
 <p>例：本庁・支庁間の巡回便</p>	 <p>例：バイク便等の急送便</p>	 <p>800円を超える料金</p> <p>例：電報類似サービス</p>

3 四国管内の特定信書便事業者（11事業者）

特定信書便事業者名	所在地	役務の種類
赤帽徳島県軽自動車運送協同組合	徳島県徳島市	第1号・第3号
東洋警備保障株式会社	徳島県徳島市	第1号・第3号
有限会社瀬戸内急便	香川県三豊市	第1号・第2号・第3号
赤帽香川県軽自動車運送協同組合	香川県高松市	第1号・第3号
社会福祉法人いいのやま福祉会	香川県丸亀市	第1号
株式会社カトウ	愛媛県松山市	第1号・第2号・第3号
愛媛総合警備保障株式会社	愛媛県松山市	第1号
株式会社植西運送	愛媛県伊予市	第1号
赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合	愛媛県松山市	第1号・第3号
四国福山通運株式会社	愛媛県松山市	第1号
株式会社松山ロジテック	愛媛県松山市	第1号・第3号

※高知県では特定信書便事業者の参入はありません。

※総務省のホームページ(http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html)には、全国の特定信書便事業者一覧、サービス提供地域等を詳細に掲載しております。